

茨木市都市計画に関する基本的な方針に係る庁内連絡協議会設置要綱

(設置)

第1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する、都市計画に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の策定を円滑かつ適切に進めるため、茨木市都市計画に関する基本的な方針に係る庁内連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 連絡協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本方針の検討に関すること。
- (2) その他基本方針の策定に関し必要なこと。

(組織)

第3 連絡協議会は、会長、副会長及び委員で組織する。

- 2 会長は、都市整備部担当副市長の職にある者を、副会長は、他の副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者及び別表第2に掲げる課等の長の職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する職員を代理委員として出席させることができる。
- 3 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(研究会)

第5 連絡協議会に、特別の事項に関する調査又は研究を分掌させるため、研究会を置く。

2 研究会は、次に掲げる事項について調査研究する。

- (1) まちづくりにおける市民との協働のあり方に関すること。
- (2) まちづくりにおける地域経営、地域自治のあり方に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項を推進するための方策に関すること。
- (4) その他基本方針の策定に関し必要なこと。

3 研究会は、座長及び研究会員で組織する。

4 座長は、都市整備部都市政策課長の職にある者をもって充てる。

5 研究会員は、別表第2に掲げる課等のうちから、当該課等の長の推薦を得て、会長が指名した者をもって充てる。

6 座長は、研究会を代表し、研究会の会務を総理する。

- 7 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する研究会員がその職務を代理する。
- 8 座長が必要と認めたときは、研究会員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 9 座長は、研究会で調査又は研究した事項を必要に応じて、連絡協議会に報告するものとする。

(庶務)

第6 連絡協議会及び研究会の庶務は、都市整備部において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月18日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別表第1

総務部長 危機管理監 企画財政部長 市民文化部長 福祉部長 健康医療部長
こども育成部長 産業環境部長 都市整備部長 建設部長 消防長 水道部長 教
育委員会教育総務部長 同学校教育部長

別表第2

危機管理課 政策企画課 財政課 財産活用課 市民会館跡地活用推進課 まち
魅力発信課 市民生活相談課 市民協働推進課 文化振興課 人権・男女共生課
地域福祉課 障害福祉課 医療政策課 健康づくり課 こども政策課 子育て支
援課 保育幼稚園総務課 商工労政課 農林課 環境政策課 資源循環課 都市
政策課 居住政策課 審査指導課 北部整備推進課 市街地新生課 建設管理課
交通政策課 道路課 建築課 公園緑地課 下水道総務課 下水道施設課 消防
本部総務課 同警備課 同予防課 水道部総務課 同工務課 教育委員会教育政
策課 同学校教育推進課 同社会教育振興課 同歴史文化財課 同中央図書館